

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 工藤 勝博

- 1 日時  
平成 26 年 1 月 15 日（水曜日）  
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 56 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
引屋敷担当書記、小野寺担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者  
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、五口市水産振興課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 所管事務調査  
「米政策及び経営所得安定対策の見直しについて」
  - (2) その他  
委員会調査について

## 9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** 皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程のとおり米政策及び経営所得安定対策の見直しについての調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○**下村農産園芸課総括課長** それでは、米政策及び経営所得安定対策の見直しについて御説明申し上げます。

お手元のA4判、横の資料をごらん願います。最初に見直しの背景でございます。上段、図にありますとおり、主に3点、65歳以上の基幹的農業従事者が61%と多く、若い層が極めて少ないアンバランスな年齢構成になっていること、二つ目、耕作放棄地の動向でございますが、耕作放棄地面積が急激に拡大していること、三つ目として、全国で担い手のいない水田集落が半数を占めており、今後生産力が急激に落ちることが懸念されることなどから、国では今回資料の下段にありますとおり四つの政策の見直しを行うこととしたところでございます。このうち経営所得安定対策と米政策の見直し内容について御説明してまいります。

2ページをお開き願います。経営所得安定対策の見直しのうち、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策ですけれども、この対策は内外価格差のある農産物について生産コストと販売額の差額を助成するものでございます。この仕組みにつきましては、資料の上段左側にあるとおり、対象農業者は全ての販売農家、集落営農でございまして、麦、大豆、ソバ、菜種等につきまして、10アール当たり2万円の面積払いと数量払いを交付するものでございます。

今回の見直し内容、資料の上段右側でございますとおり、平成26年産におきましては対象農業者は現行どおり、それから対象品目も同じでございますけれども、一部ソバのみ未検査品を外すとしてございます。また、支援内容につきましては、現行の交付単価を下段にあります交付単価のとおり見直しまして、実施するということになってございます。そして、平成27年産からでございますけれども、担い手経営安定法を改正いたしまして、法律に基づいて実施するものとしまして、対象農業者は認定農業者、集落営農、認定就農者とし、規模要件は課さないとしてございます。また、対象品目も現行と同じではございますが、ソバについてはさらに平成27年産からは規格外品を外すとしてございます。また、支援内容でございますが、平成26年産で見直ししました交付単価等でそのまま平成27年産以降も実施するとしてございます。

3ページの米、畑作物の収入影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の見直し内容でござい

ます。現行制度におきましては、対象農業者は都府県におきましては4ヘクタール以上の認定農業者と20ヘクタール以上の集落営農等となっております。麦、大豆等の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填するという制度でございますが、補填財源につきましては農業者1、国3の割合で拠出することとなっております。これにつきまして、今回の見直し内容は、右側でございますとおり、平成26年産につきましては現行どおりの仕組みで実施する、平成27年産から対象農業者については認定農業者、集落営農に認定就農者を加えまして、規模要件は課さないとしてございます。なお、対象品目、支援内容は現行どおりに実施すると。なお、見直し内容の一番下に米印で書いてございます。特例として、平成26年産に限りまして米の直接支払交付金に加入しているけれども、ナラシに加入していない者につきましては、国費相当分の5割のみを交付するという特例措置が設けられてございます。これは、平成26年産限定でございます。

4ページをお開き願います。水田活用の直接支払交付金でございます。水田での、いわゆる主食用米以外の作物生産に対する交付金ということで、対象農業者、対象品目につきましては、見直しによる変更はございません。なお、支援内容のうち、①戦略作物助成の対象作物でございます。その中のうち、米粉用米、飼料用米につきましては、単収に応じまして10アール当たり5万5,000円から10万5,000円を交付する、数量払いを導入することとしてございます。それから、もう一つ変更点といたしまして、④産地資金につきましては、右側の見直し内容のとおり、名称を産地交付金に変更いたしまして、多収性専用品種による飼料用米、米粉用米の取り組みと加工用米の複数年契約の取り組みにつきまして、新たに10アール当たり1万2,000円を交付するというものでございます。それから、ソバ、菜種につきましては、これまで戦略作物の中にございましたけれども、今回産地交付金に移行するとしてございます。なお、飼料用米の数量払いにおきます標準単収でございます。細かくて申しわけございませんが、右側の一番下、米印に記載してございますとおり、市町村等が定めております主食用米の生産数量目標の配分単収を適用するとしてございます。

5ページをお開き願います。上段の米の直接支払交付金につきまして、平成26年産米から対象農業者、交付対象面積につきましては現行と同じでございますが、交付単価を10アール当たり7,500円に固定しまして、平成29年産までの時限措置とする。平成30年産から廃止するというようにしてございます。それから、下段が米価変動補填交付金でございますが、平成26年産米から廃止としてございます。

6ページの米政策の見直しについてでございます。現在は、国が都道府県別に主食用米の生産数量目標を配分しまして、県から市町村等行政によりまして個々の農業者まで生産数量目標を配分してございます。また、米の直接支払交付金と米価変動補填交付金につきましては、生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に交付する内容でございますが、この見直し内容につきましては右側にありますとおり、国におきましては水田活用の直接支払交付金を拡充する、それから全国の需給状況等の情報に加えまして、平成26

年の春ごろからとしておりますが、都道府県産米別の販売状況、在庫状況、価格等の情報を毎月提供することで生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産額や環境を整える、そうした需要に応じた生産の定着状況を見ながら、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らなくても需要に応じた生産が行えるような状況となるように取り組むということにしております。

7ページ、今後の対応についてでございます。まずは、農業者への制度の周知が必要でございますので、平成25年12月25日に国が開催しました都道府県の担当者会議の内容を市町村、農業協同組合等に周知したところでございまして、続きまして来週、1月20日に市町村、農業協同組合等の担当者説明会を開催することとしております。それを受けて、2月上旬ころから各地において開催されます、冬季の営農座談会等の場を通じて農業者への制度の周知を図ってまいりたいと考えてございます。また、本県におきます取り組み方、あるいは地域農業のあるべき姿等を検討する必要があるということで、本年1月6日に関係機関、団体が構成します岩手県元気な地域農業推進本部を設置したところでございますが、そこで検討することとしております。具体的には既に検討に入っております、資料の下段にありますとおり四つの検討テーマを設けまして、実務担当で構成しますワーキングチームにおきまして今後の対応等を検討しているところでございます。

なお、8ページにつきましては、現行の経営所得安定対策関連交付金の交付額等を記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

○**工藤勝博委員長** それでは、ただいまの説明に対しまして質疑、意見等はありませんか。

○**渡辺幸貫委員** それでは、これは答えづらいのかもしれませんが、一番最初のページの今後の耕作放棄地の状況なのですけれども、真ん中の②の耕作放棄地の動向の丸三つ目の相続は農地法の権利移動許可の対象外というのがありますが、今後耕作放棄地をなくする運動をこれからやっていくわけですから、そのときに相続はこのままではますます細分化して、沿岸部で土地を取得しようと思ったら、相続が何代にもわたって放棄されていて、書類がどこにあるかわからないということがありました。したがって、相続というのは今後の耕作放棄にすごくかかわり合いがあるのだと思うのです。そういうことを国として検討しているか、その雰囲気があるのかどうかをまず聞きたいと思います。その次に、右のほうに担い手のいない水田集落が半数以上とありますが、担い手とは何ぞやという、例えば基盤整備なんかであれば担い手型なんていうと、ああ、これぐらいかなというイメージがありますけれども、要するに担い手についての説明をお願いしたいと思います。

○**高橋農業振興課総括課長** 所有者が相続しないままに、全国に相続人等が散らばってしまっていて、なかなかできないということに対応するという中身だと思っておりますけれども、これに対しまして今新たな施策として、まだ具体的内容は明らかになってございません。農地中間管理機構の関連法案として農地法の一部が改正されてございます。なかなか所有者を確知できないことが問題になっており、これを解明していかないと、中間管理事業もうまくいかないだろうということで、その改正の法律の中で遊休農地に関する措置の強化

というものがございます。今回かいつまんで申し上げますと、農業委員会が調査をしまして、所有者等が確知、確認できない場合に、どういった方があるかを農業委員会が公示をします。公示をして6カ月以内に申し出がない場合は、県知事が裁定して、これを農地中間管理機構に、中間管理権と申しますが、裁定を申請して、それが認められ、知事裁定によって農地中間管理機構がその農地を持つという仕組みが新たに出ることとなっております。

二つ目でございますが、担い手のいない水田集落の内容の担い手とは何ぞやということですが、これにつきまして私どもとして、国に照会してみたところ、基幹的農業従事者ということだそうです。集落の中で水田をまず主とする集落をピックアップして、その中で基幹的農業従事者がいるかないかをクロス集計しました。ちなみに本県のデータはないということでした。

○渡辺幸貫委員 基幹的従事者とは何ぞやと。

○高橋農業振興課総括課長 農業を主として働いている者ということで、まず150日以上とかございますけれども、いずれ農業を主として働いている者でございます。

○渡辺幸貫委員 私はなぜそういうことを言うかということ、例えばこの表で、だんだん年とって行って、誰も担い手がなくなると盛んに言うわけです。ところが、退職してから、65歳とか60歳を超えてからみんな農業をやっているのです。私たちが退職したらもっと頑張ろうかと思っているのですが、いずれそういうのが日本のかなりのパーセンテージ——半分以上かもしれません——そういうことの議論なしに、何となく若い人が50歳以下がどうだとか、そういう議論に変えてあって、一生懸命やっている人が担い手なのだ。だけれども、片方で年齢が問われている。そこのもやもやしたものを何かスムーズにしてやれないかということと、都会の農家なら長男が1人で相続するのはいかがかなんていうようなことはあるかもしれないけれども、地価が何万円以下のところは長男が相続してもいいのではないかというような、そういう相続のあり方、民法のあり方ですか、その辺まで物を申していかなければなかなかスムーズな担い手はあられないのではないか。どうせ兄弟であるときけんかしたままで、相続はみんなのものになってしまう場合、そういうときに次の息子がやるかといったら、もうやらないですよ。ですから、その辺の配慮を、都会の都道府県ではそれは言いづらい環境にあるかもしれない。ただ、岩手県のような田舎の場合には唱えて行って、日本の食料基地というところは唱えていくべきだというのが私の考えです。したがって、そういう雰囲気ですす気があるのかどうなのか、疑問を感じているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 委員がおっしゃいますとおり、本県において農業は重要な産業でございます。それぞれ農業の大切さというものも自覚していただいて、農業後継者も対象となる新たな制度が開始になりましたので、そういったものの活用により農家の後継者の確保、若い担い手の確保が進めばと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 もう一点お尋ねします。日本型直接支払制度の創設への対応というのが

ありますが、この多面的機能の支払いについては、過日報道もあったのですけれども、ここでは御説明が余りありませんでした。岩手県は幾ら払うのかということを説明が具体的になぜなかったのか気になって、お話しいただきたいと思います。

**○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** お尋ねのありました日本型直接支払制度につきましては、今回資料にはおつけしておりませんが、現在国の制度が変わることを踏まえて、県でも資料にありますとおり検討チームをつくりながら、どのように運用していったらいいのかを今検討している最中です。特に今回は農地維持交付金という新たな仕組みが創設されました。これまでは、農地・水保全管理支払、中山間直接支払、環境保全型農業直接支援という三つの制度で多面的機能の維持をねらってきたわけですが、それに農地維持の交付金が新たに創設されるということで、これまでは岩手県では農業振興地域の農用地の4割について対応してきたわけですが、国では、農業振興地域の農用地の全てを対象にするということも言っております。そうなりますと、県内では残る6割をどうするのかとか、それに要する経費をどうするのか。国では米の直接支払交付金の単価1万5,000円を7,500円にした分を日本型直接支払いで賄うのだということを言っているわけなのですが、残念ながら今回の農地維持交付金の財源については国では半分だけ見ると、残りについては県と市町村で半々ずつ負担するということにもなっておりますので、財源の確保をこれから課題としましては、県内の残る6割にどのように制度を普及していくのか、財源をどうするのかというあたりを中心に検討していきたいと考えております。もう少しお待ちいただければありがたいと思います。

**○渡辺幸貫委員** 普及は金次第だと思っておりますので、いただけたら一気にその6割もたちまち各農業機関が取り組んで、土地改良区だとか農業協同組合だとかいろいろなところが手を挙げて従えとなるだろうと思うので、ぜひ頑張ってくださいとお願いして終わります。

**○喜多正敏委員** いよいよ全容が説明されて、これからみんなに対する説明が行われていくということになります。作付が4月、5月ということになるわけですが、来年に向けて畜産農家に飼料用米を買い取ってほしいということについて、12月定例会以降に動きがあったのか、今回、岩手県元気な地域農業推進本部が設定をされたということでもありますけれども、そうしたことについてはどのようになるのかをまずお伺いしたいと思います。

**○中南水田農業課長** 飼料用米に関しては、平成25年12月5日の常任委員会以降どのような動き、現地へ対応したかという御質問だろうと思います。12月定例会のときには、飼料用米の需要量、その時点での需要量を調査した結果を2万2,000トンほどお示したところでございます。その後12月にかけて詳細な調査を行った結果、2万6,000トン強という数字が取りまとまりましたので、平成26年1月9日付で各地域の農業再生協議会、市町村にこれだけの需要があるとことを提供し、それに基づいて各地域での対応のあり方についての検討をお願いしたところでございます。

○喜多正敏委員 2万6,000トンという具体的な数字が出てきたわけでありましてけれども、その際に本県が多収量の飼料米用と、主食米をそのまま飼料用米とする動きがあると聞いているわけでありましてけれども、この2万6,000トンの需要量に対して今の5万5,000円とか8万円とか10万5,000円とか、単価で分けた場合の見通しはどうか。

○中南水田農業課長 飼料用米については、平成26年度から数量払いが導入されるということで、平均単収になればまず8万円、単収がふえていけば最大10万5,000円になるのですが、とれなければ8万円を下回るということもあって、専用品種を入れた場合には多収性の可能性はあるのですが、今度は主食用米とまざることを防止もしなければならないということで、現地では専用品種を用いて取り組んでいくのか、既存の主食用米の品種で対応していくのか、そのあたりの検討をし始めている状況で、まだ具体的に専用品種でいきたい、あるいは通常の主食用米の品種でいくかということについて、取りまとめまで至っていない状況でございます。

○喜多正敏委員 混乱が起きないということを前提にして制度設計がなされていると思うわけでありまして。5年間で移行していくということでありまして、本県としてこれからの検討かもしれませんが、どのように転換をしていくことが、農業経営あるいは本県の農業振興のために理想的な姿はどうあるべきかといったことについての検討が必要ではないかと思うわけでありまして。その目標についていかに施策を講じていくかということになると思いますが、5年後どうなっている姿が望ましいと考えておられるか伺います。

○中南水田農業課長 5年後どういった姿になっているのが望ましいかという考え方の御質問でございますが、この制度がこのまま続くという前提で検討すべきだということになるのですが、まだ制度を動かしてみなければどうなるのかもわからない状況なのかと思っております。チームでの検討もしていきたいと思っておりますし、それから現場、農業団体、農業協同組合の考え方等も聞きながら検討していきたいと思っております。

○喜多正敏委員 検討していくわけでありましてけれども、それはいつごろまでに、こういう方向性に向かうのが望ましいということが出てくるのか。設置されたところの機関では、タイムスケジュールはどのように考えておられるのか伺います。それから、ワーキンググループで検討された結果がどういう形で示されてくるのか、その辺についても伺います。

○中南水田農業課長 今検討を始めたところではございますが、まずは平成26年度内の対応をきっちりやっつけよう、飼料用米の需要の数字を提供させていただいたわけです。そのほかに、収量を確保するための技術の対策についても取りまとめていくということで、当面、平成26年産への対応をきっちりやっつけようと考えてございます。

○喜多正敏委員 作付が目前に迫っているということで、極めて可及的に速やかにやらないと、準備が間に合わないのではないかとと思われるわけです。これで終わりますけれども、2万6,000トンの飼料用米の需要に対応して、先ほど平均単価であれば8万円というお話ありましたが、この2万6,000トンを生産するために必要な水田面積というのはどのくら

いなのか、試算をしておられますでしょうか。

○**中南水田農業課長** 今の岩手県の平均単収が 533 キログラムということになりますので、2万6,000 トンの単収で試算しますと、大体5,000 ヘクタールの水田ということになるわけです。単収が高くなればその面積は必要なくなるようになりますし、単収が変わらなければ5,000 ヘクタールということになってまいります。実際平成26年度に2万6,000 トンに見合う数字を現場で確保できるかについても、主食用米の生産数量を減らしてとか、麦、大豆を減らして飼料用米に回すという必要性はどうかということがありますので、その辺どこまで対応していくのかということについては現場の意向も確認しながら進めていきたいと思っております。

○**喜多正敏委員** 施策として、いいか悪いかは別にして、国が主食用米から飼料米と、いろんなものについて転換をしていくということについては、そういう方向に進まざるを得ないのだろうということです。そうしますと、本県の農業のプロダクトミックスといえますか、農家にとっては何をどのくらい生産をするかということと、その単価との掛け算で農業所得が決まってくる。先ほどありました農業の後継者が本当に農業を継いでやっこうとするとき、ビジネスプランで試算をして、こういうような、例えば2ヘクタールの農家であればこういう組み合わせがいいと——もちろん適地適作があるわけでありませけれども——そうしたことがあって本県の農業の大枠がこういうことδειこうと。そのため多収米も、飼料用米もあとのどのくらい確保していくか、それをどう手当てをしていくかということが、御案内のとおり出てくると思うのです。5年という期間があるわけでありませけれども、ぜひ早目に明確にしてやっていただきたい。農家、農業協同組合はどのようにしていったらいいかわからない。全部主食用米をやめて飼料用米にするのだとかという話もあります。果たして畜産農家として受け入れられるのかどうかということもありますので、そうしたことなんかも総合的に示されて初めて本県農業の振興ビジョンが明確になるということだろうと思っておりますので、早目に試算をしていただきたいと思っております。

○**高田一郎委員** 先ほど米政策及び経営所得安定対策の見直しについて説明をいただきましたが、それはあくまでも農林水産省の説明だったと思うのです。これについて県としての評価、12月定例会では国から情報が伝わらないので、評価をしかねるとの答弁になりました。改めて県としてはどのような評価をしているのか。特に農林水産省は平均的な農業集落の作付面積34ヘクタールと示していますけれども、これを見た場合に、現状より所得が13%ふえるという試算を示しているのですけれども、実際、現場にいますとそういう実感はなかなか見えてこない。こういうことを含めて、県として新たな米政策の評価について、まずお聞きしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 国の施策についての評価ということでございますが、特に国の試算であれば13%、平均的な集落で所得がふえるという試算も示されたところでございますが、この試算はよくよく見ますと不作付地の4分の3に飼料用米を作付し、その中で飼料用米



の収量も多収が確保され、10万5,000円が交付されるという前提での試算ということとなっております。国の委員会で、農林水産省でも不作付地への作付を拡大しなければ、所得はふえないということを示しております。そういうことになりますと、必ずしも国の試算どおりいくものではなく、生産現場で努力をする取り組みが重要になってくる、というのが今回の施策だと認識しております。

○高田一郎委員 県内の飼料用米の平均単収が533キロと言われましたけれども、13%ふえるという根拠は、主食用米から1割飼料用米に移行した場合の最大限の指数でありますので、これから県も岩手県元気な地域農業推進本部というのを設置するわけですけれども、この政策をどう評価するかによって対応の仕方が変わってくると思うのです。そういう点では、現行のとおり対応したらかなり収入が落ち込むのではないかという思いで対応していくべきだと私は思います。

そこで、少し二、三お聞きしたいのですけれども、これまで食糧管理制度が廃止されたもとで、米価の安定のため唯一の手段というのが減反政策だったと思うのですけれども、これもなくなって、米について全面的に市場原理に委ねられてということでありまして、価格がかなり暴落するのは避けられないと私は思うのですが、その点についてどのようにお考えなのか。

それから、今度の米政策を見てみますと、非常に小さな農家が淘汰されて、大規模農家にどんどん農地がシフトされていく、その大規模農家を育成することによって低コスト生産になって、大規模農家が成長するのだという考え方が根底にあると思うのです。でも、今回の米政策の中身を見ますと、大規模農家こそ農家の収入に対する経営所得安定対策による補助金、交付金の占める割合が多いということが言えるのではないかと。逆に国が育成しようとしている大規模農家とか集落営農こそ影響が大きいのではないかと見るべきではないかと私は思うのですけれども、その点についてどのように県として考えているのか、2点についてお聞きしたい。

○中南水田農業課長 2点質問ございましたが、1点目の生産調整がなくなると米価が暴落するのではないかとという質問でございました。国では5年後を見ながら、やめると言っているわけではないのですが、仮に生産調整がなくなった場合、主食用米以外への誘導する施策の状況によってだと思えます。今の飼料用米の支援を強化あるいは麦、大豆の支援ということで、ほかの主食用米以外の作付が確保される場合は下落はそれほどないのではないかと思います。そういったほかの作物への移行が進まないとなると、価格が下がっていく可能性はあるのではないかと思っております。

○高橋農業振興課総括課長 大規模農家への影響についての質問でございますけれども、米の直接支払交付金が1万5,000円から7,500円に半減ということを見た場合に、単純に見ても米の場合は大規模経営ほど影響が大きいと見てございます。

○高田一郎委員 それで、大規模農家を育成しよう、そして耕作放棄地をなくそうということで今回新たに農地中間管理機構が設置されることになったわけで、県も新年度に予算

措置をするという報道がされています。この農地中間管理機構についてお伺いしたいのですが、農地中間管理機構と人・農地プランとの関係なのです。それで、農地中間管理機構が農地を管理して大規模農家などに農地をどんどん貸していくという事業だと思うのですが、今まで地域の農業者が地域の中で徹底的に話し合いをして、担い手に農地を集積していくという考えのもとで人・農地プランが策定されてきたと思うのです。今度は集落内で関係するのではなくて、集落外の人たちにも対応するいわゆる公募も言われています。これはどのような対応になっていくのか、県としてのルールをつくって対応していくと思いますけれども、その地域で営農している方以外の第三者あるいは企業、そういった方たちにも対応されていくのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 農地中間管理機構について、人・農地プランとの関連という御質問だと思いますけれども、今、年度末から国から制度について説明が開始されているところであります。最初、法案の検討の際には、たしか、人・農地プランを除外したような形で検討なされておったわけですが、その後国会の附帯決議によりまして、法案の中では人・農地プランとの連動、その地域を重点的に推進する方向に転換されました。したがって、まずは地域の話し合いのもとに集積を進めるということで、その地域で選んだ担い手のある程度見込んだ形で受け手を選定していく考え方に変更するようでございます。ただし、公募という仕組みについては、今のところそのまま進めていくということでありまして、趣旨といたしますと冒頭にありました担い手のいない地域を主体に考えているようでございます。農地を借りたにしてもなかなか受け手がないといったところに対しては、地域を広げていくといったことで、受け手を探すという意味で公募という手法をとっていくということであります。人・農地プランで検討された中心経営体も含めて、受け手を広く募ると仕組みで進めていくということでありまして、地域で選んだ方を除外する考え方ではないと聞いております。

○高田一郎委員 農地中間管理機構の貸付決定を、ルールをつくるのはそれでも都道府県知事なわけですね。そうすると、岩手県の考え方として、公募ではなく、あくまでも人・農地プランで策定されたものを尊重して、地域内での対応を基本にすると、あくまでも公募ではないという岩手県としての考え方なのでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。あと、人・農地プランの策定状況は今どういう状況になっているのか、数字があればお示ししていただきたいと思えます。

時間が無いのでついでお聞きしますけれども、耕作放棄地などの条件不利地域を農地中間管理機構は借り受けるのかということについて、これからの検討かもしれませんが、新年度から始まるわけですから、いろいろ議論されていると思うのですが、現時点で検討されている県としての考え方についてお伺いしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 3点の御質問でございます。まずは、県の公募についての考え方ということでございますが、あくまで公募制度については法律で定められております。したがって、公募を行うという手法についてはとらざるを得ないと考えてございます。

政令、政省令がまだ示されておりませんので、特例等の手続もあるかどうかについては、これから国の制度を確認しながら本県としての対応を考えていきたいと考えてございます。

それから、人・農地プランの策定状況についてということでございますが、平成 25 年 11 月末現在でございますが、作成予定が全体で 469 プラン、うち 11 月末現在で策定されているのが 360 プランということで、作成割合は 79%になってございます。これから集落座談会等も開催されますので、その中でいろいろと話し合いをしていただいて、年度内の策定に向けて地域で取り組んでいただけるよう指導していくものでございます。

それから、条件不利地域についての借り受けということでございますけれども、農地中間管理事業で条件不利地域の所有者から借り受けをしてほしいという申し出があれば、借りるという仕組みにはなっております。ただし、指定された農地中間管理機構の中で、その農地が将来的に営農が可能であるという判断をした場合は借り受けができると、さらには借り受けをした場合にあっても、どうしても受け手が見つからないというところについては、借り受けした農地を解約して所有者に返還できる制度にもなっております。したがって、何でもかんでも条件不利地域を全て農地中間管理機構が受ける制度にはなっていないということでございます。

○高田一郎委員 農地中間管理機構の農地貸し付けについては、公募というお話がありましたけれども、これまで2年間にわたって地域で話し合いをして、人・農地プランに位置づけられたところは青年就業、地域就農者に対する支援策とかさまざまな支援策を講じているわけです。意欲のある集落を新規就農者とか大規模農家とか、そういったところにまず貸し付けるということを基本にしていかないと、問題が起きてくるのではないかなと思うのです。農地の貸付決定のルールは、知事が決めて告示するわけでありますから、県の判断でルールをつくることはできないのかと思うのですが、政令との関係もありますけれども、本来そうあるべきではないかと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

もう一つは、今回新しい制度の試みなのですけれども、市町村や農業委員会のかかわりについて疑問などところがあるのです。農地の貸借というのは農地中間管理機構が対象となる農地の地番、面積、借り手の名前などを農地利用配分計画にまとめて、知事の認可を受けて公告することで権利が発生する仕組みになっているという報道でありますけれども、そうすると農地の番人であります農業委員会が関与できなくなってしまう。農業委員会の役割というのは何なのか。農地中間管理機構の制度により、農業委員会が全く排除されてしまえば、農業委員会の意見は全く聞いてくれないのかといった意見もあります。市町村、農業委員会がどういう役割を果たすのかについてもお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 公募の件につきまして答弁させていただきます。それから、市町村、農業委員会のかかわりについては担当の課長から答弁させます。

公募の件ですけれども、この2年間、人・農地プラン、本県でいう地域農業マスタープランの作成を推進して、将来の地域農業のあり方を地域で考えていただき、担い手を中心

に地域農業を展開していただく取り組みを進めてまいりました。このことについて、将来に向けても本県でいう地域農業マスタープランが地域で農業を展開していく基本だと考えております。ただ、今この農地中間管理機構の取り扱いについては、法律が成立しておりますけれども、先ほど千葉担い手対策課長が申し上げたとおり、政省令がまだ出ておりません。したがって、今の時点で基本にしていきますという言いぶりは果たして法令的に可能なかどうかというのははっきりいたしませんので、そういった物言いの仕方はここでは差し控させていただきます。県としての考え、これから地域農業はどこに基本を置いて展開していくかというのは、従前から申し上げているとおり、地域で検討され、地域としてこういった方向に進みたいと考えていただいている地域農業マスタープランを基本に据えて推進していきたいというのが県の考え方です。

○千葉担い手対策課長 市町村、農業委員会のかかわりということでございますけれども、市町村につきましては先ほど委員がおっしゃったとおり農地利用配分計画を策定するに当たり、農地中間管理機構が策定することになっており、素案を市町村に策定するように委託等を活用しながら同機構が策定をする流れになってございますので、地域農業マスタープランの計画内容を踏まえて、利用配分計画の素案を市町村が作成する流れになっていると今のところ考えてございます。

それから、農業委員会のかかわりについてでございますけれども、農業委員会では農地台帳を管理してございます。当然ながら各地域の農地についての情報、受委託の状況を把握していく。台帳の中で整理されていることから、台帳を活用した利用集積を進める制度になってございます。したがって、農業委員会で管理している農地台帳をデータベース化したものを活用しながら農地利用の集積を進めていくということでございますので、そういった段階で農業委員会の意見等が反映されると捉えております。

○高田一郎委員 最後にしますが、今回の政策の転換に県の財政負担というのですか、例えば、農地中間管理機構についても全額国庫なのか、県はどの程度負担があるのか。財政負担、それから日本型直接支払制度についても県の負担もあるようではございますけれども、今回新たな米政策の転換に県や市町村、地方の財政負担というのは具体的にどの程度見ているのか、もし具体的な数字があれば示していただきたいと思っております。

○千葉担い手対策課長 農地中間管理事業における負担ということでございますけれども、この事業につきましては農地の借り受け、借り受けている期間中の保全管理といったものにつきましては国で10分の7を基本に補助をするということでございます。残り3割については、地方負担を求めるということでございますけれども、それについても農地中間管理機構に農地を貸し出し、貸し出す割合が高くなればなるほど国でのかさ上げ制度がございまして、8割の利用集積を実現すれば95%まで国で負担をすることで、最大では5%を県で負担をするということになります。これについても地方財政措置がなされるという制度と聞いておりますので、集積割合に応じての県の負担割合はつきませんが、地方財政負担措置がなされると聞いてございました。失礼しました、集積割合ではなくて、農

地中間管理機構への貸し付けする割合に応じて国庫の割合が変動するというかさ上げ制度が設けられているということでございます。

**○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 日本型直接支払制度に係る新たな経費ということになります。先ほどもお話ししたとおりでございますけれども、制度としましては農地・水保全管理支払、中山間直接支払、環境保全型農業直接支援という三つの制度があります。その制度は、大体同じようにこれからも取り込まれるわけですが、それに加えて農地維持支払という新たな制度が加わります。それは、先ほどもお話ししたとおり、全部の農業振興地域の用地を対象にするということでございますので、面積についてはそのとおりで、金額の面では国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担なのですが、それに対して地方財政措置、現在の農地・水保全管理支払と同じような制度で財務省に要求しているということで、そこのところも加味しますと8億6,000万円余りの経費が県として必要になってくると試算しております。まだ地方財政措置についても確定しておりませんので、国の情報から類推すればということでございますので、お知らせします。

**○中南水田農業課長** 経営所得安定対策、米政策の見直しに関しての負担ということですが、この両政策については地方の負担はないということ。それからこの推進に当たっての市町村、県の事務経費についても国で負担するということとなっております。

**○高田一郎委員** 農地中間管理機構についての財政負担の考え方はわかりましたけれども、具体的な数字というのはわかりませんか。貸し手に有利に貸せるように基盤整備なんかすることも農地中間管理機構の事業の一つですよ。そういった事業をやればやるほど負担がふえてくるのかという思いもありますけれども、そういったことも含めてどのようなイメージとして捉えているのか、その辺のところについてもお聞きしたい。

**○千葉担い手対策課長** 具体的な負担ということについてでございますけれども、今後の貸付割合等についてもいろいろと検討していかなければなりません。したがって財政課へ予算の負担については協議中でございますが、具体的な数字については今の段階では差し控えさせていただきたいと考えております。

それから、基盤整備に要する経費ということですが、この農地中間管理機構事業につきましても大きく従来の農業農村整備事業、県営事業なり国営事業で整備をする場合と、それ以外の簡易な整備をする場合と、大きく二つに整備手法が分かれています。県営事業、国営事業は従来どおり、農業農村整備事業サイドで実施していくわけなのですが、採択要件に満たない小規模な簡易な道路の設置ですとか、畦畔の撤去等、非常に簡単な整備につきましても当然ながら負担が伴うということで、それにつきましても貸し付けを、賃料を受け手からいただく際にその分の費用を上乗せして払っていただくという従来の用地の貸借等の考え方を踏襲することです。ただ、それに要する利息については、国で、無利子で対応する案が提示されておまして、具体的内容については来週の説明会で確認をしたいと思っております。

○佐々木大和委員 私から耕作放棄地の動向というところでお伺いしたいのですが、けれども、このグラフを見ると販売農家所有は平成に入って11.3%から12.4%なわけですが、次の自給的農家所有は3倍、それから非農家所有が3倍と、この二つが非常に大きくなって、トータルで39.6%、4割ぐらいが耕作放棄地になったということなのです。これは全国の状況だから、岩手県の状況はどんな数字なのでしょう。そして、これでいきますと近い将来半分ぐらいが耕作放棄地になると、農地としての土地、地目的に分けるときに本当にこれでいいのかどうか。農地の場合は、人が手をかけないと生産に活用されないことになるので、山みたいに黙っていても木が育つという環境ではないわけです。そういう意味でこれらはこのグラフを見ていくと近い将来5割ぐらいが耕作放棄地になるのではないかと推測されるのですが、こういう点で、どう見ておられるか。そして、農業委員会では、仮に半分になった土地で農業をやっていくということに対する議論はどんな形で進んでいるのでしょうか、その辺についてお願いします。

○高橋農業振興課総括課長 耕作放棄地の動向の全国の数字に対して本県の状況は、この耕作放棄地の動向にありますグラフの単位でございますが、ここは万ヘクタールということになります。

○佐々木大和委員 割合ではなくて。

○高橋農業振興課総括課長 割合ではなくて、万ヘクタールという軸になりますので、そういうことでございます。ただ、割合でいきますと、自給的農家と土地持ち非農家の所有の割合を全国の数字を足しますと69%でございます。本県の状況でございますが、土地持ち非農家の部分は、全国では土地持ち非農家所有が46%、自給的農家所有が23%ということで、本県は自給的農家所有の部分が23%、土地持ち非農家が39%ということで、合わせて62%ということになっていまして、全国ほどはまだ進んでございません。

次に、本県の面積のお話をします。平成22年の数値でございますけれども、全体が1万3,900ヘクタールほどございまして、販売農家所有が5,250ヘクタールほどで、自給的農家所有が3,250ヘクタールほど、土地持ち非農家所有が5,400ヘクタールほどとなっております。

将来の見通しでございますけれども、いずれ今の人口、従事者が減少、高齢化に伴って、耕作放棄地が見通しとすれば増加する傾向と捉えてございますけれども、これを解消すべく農業委員会では農地パトロールを強化しておりますし、国の交付金を活用した農地体制の強化にも取り組んでございます。再生利用する農地の面積は、平成23年度には272ヘクタールございましたが、平成24年度の実績は425ヘクタールということで面積をふやしているところでございます。農業委員会についても鋭意努力してございます。

耕作放棄地の岩手県の割合でございますけれども、全体面積の9.1%です。失礼しました。

○高田一郎委員 農業委員会は。

○高橋農業振興課総括課長 農地が減っている中で農業委員会がどのような対応をして

いるかという質問だったと思いますけれども、国の交付金を有効に活用しまして、農地パトロールをしてきちっと管理をしていくということで耕作放棄地の再生利用などに取り組んでいるというところでございます。

**○佐々木大和委員** ちょっと私が勘違いして失礼しました。9.1%と、危なく1割ということですね。割合からいくとやっぱり今後検討しなければならない段階に入るのではないかなという気がしますが、農業委員会でもまだそういうことは余り議論をしていないということのようですが、実際これから先、一番進むのは先ほど渡辺委員も指摘していましたが、相続がこういう形でくると、まさに非農家の所有というのが非常にふえてくる。あつという間に耕作放棄地の面積割合の数字が上がってくるのではないかという気がいたします。そして、これから先やっていくとき、農地中間管理事業が進んできているようですけれども、ほかではごねたときには土地収用法が一つの対象になるのでしょうかけれども、所有権というのが非常に難しいというのが今回の大震災でも出てきたわけですから、本当にこなしていくには、憲法問題がありますので非常に大変だと思うのですが、現場を見る、現場の管理、今言ったように農業委員会がいろいろ活動するにしても、みんな相続がひっかかっていくようになっていくのでしょうかから、そういう部分の議論を進めて、農地としてどんな割合がいいのか、昔戦争したときは農地をふやすために戦争したと、私は感じたのですけれども、3,000万人の人口が1億人になれば、日本では暮らせないというのが明治以来の戦争の一つの大きな要因になってきているわけですから、農地の大切さというのを日本人はみんな知っているわけです。そういう意味で、そこをしっかりと認識しながら、農業委員会ではその辺のところを議論してもらいたいということです。

それともう一つ、左側の年齢階層別の基幹的農業従事者数というのがついておりますが、50歳未満は18万人、10%となっておりますが、50歳未満の生産量、生産額も出ているのでしょうか。数字があつたら教えていただければと思います。

**○高橋農業振興課総括課長** これは、農業センサスをベースにしてございますけれども、年齢別の生産額の数値というのは公表されてございません。

**○佐々木大和委員** 一つの方向として、年齢別の数字が出るとそういうのも聞いてみたくなるわけですが、実際、農業専門者がこういうところに入っているのかという見方をするわけですけれども、これから先、市町村とか県とかの範囲で農業を経済活動と見るのは完全に終わっていると捉えなければならぬだろうと思うのです。そういう意味では、このエリアをグローバル化して動かざるを得ない状況になるのであれば、農業委員会にもそういう視点を入れて、完全に経済活動に入らなければならない部分もあるだろうと思っている。そういうときには、市町村とか県を超えたいろんな戦略を求められていくと思いますので、特にそういう部分で今課題になっているのがありましたらお知らせ願いたいと思います。

**○高橋農業振興課総括課長** まず、農地ということに限らせてお話をさせていただきたいと思います。先ほど渡辺委員からも質問があつた際に、農地法の改正ということがござい

ましたけれども、その中で新たに出てきたものが農地台帳を法定化するというごさ  
いまして、所有者の所在、賃借権の種類、存続期間などについてもきちっと農業委員会が  
整備して、データは個人情報の範囲は当然保護されるべきでございますけれども、公表す  
ることとなってございます。それから市町村あるいは県の範囲内でそれらを利用して集積  
することが今度は可能になってまいりますので、そういったことを含めて、まず、マスタ  
ープランを基本に据えまして、県、その範囲を超えた利用というものが将来は可能になる  
ものと考えてございます。

○高橋孝眞委員 飼料用米なのですから、平均単収で、各市町村の単収で配分します  
よということなのですから、これは市町村一本で配分することになるのでしょうか。  
もう一つは、今回の米政策の関係で大規模農家の影響が大きいということですから、  
どの程度平均的な農家として収入減になるのかと伺いますか、補助金を加えながらも減収  
になるのかお聞きしたいと思います。

○中南水田農業課長 今二つ質問ございました。飼料用米の生産における単収の考え方、  
それから平均的な農家への今回の見直しでの影響額ということでございます。

まず、飼料用米については、配分ということではなくて、現場のほうで需要者との販売  
契約に基づいて生産をしていただくということになるわけなのですが、それを面積に換算  
してそのときの単収の考え方ですけれども、市町村の設定の仕方で単収が決まるという  
ことですが、これは市町村によっては市町村一本で単収を設定しているところもござい  
ます。それから、旧市町村、集落単位あるいは個々の農家について、それぞれの市町村で、共済  
での単収の設定の仕方等に基づいての設定が可能になってございます。具体的にどの市町  
村がどうかといったところまでは把握していないのですが、県内でも市町村一本のところ  
もあれば農家個々の設定をしているところもあると伺ってございます。

それから、農家への影響でございますが、例えば1ヘクタールで米を栽培している農家  
があれば、今度直接支払交付金が減額されることによりまして7万5,000円収入が減ると  
いうことになります。

○高橋孝眞委員 市町村で違いますということですが、そうすると農家個々で対応  
し、収量が変わりますと考えてよろしいという意味ですか。その場合に、平場地帯と中山  
間地帯が別々に設定になっていると思うのですけれども、それでも農家個々で対応してい  
くのだからいいと思っていいたいですか。

○中南水田農業課長 説明が不十分だったので、補足いたします。市町村ごとに設定の仕  
方が変わっておりますので、農家が個人個人で独自に設定できるというものではなくて、市  
町村でそれぞれこういう設定の仕方をしますと決まっているか、これから決めるかと思  
いますので、それに沿って対応していただくこととなります。

○高橋孝眞委員 言い方が悪いのでしょうかけれども、例えば、北上市の平均単収がありま  
す。それから金ヶ崎町でも耕作地がありますとなると、金ヶ崎町にも平均単収が設定され  
ていますし、花巻市にも平均単収が設定されています。その3カ所で例えば飼料用米をつ



くった場合に、平均単収という意味合いで、農家としてはどういう設定が考えられるのですかということです。

○**中南水田農業課長** 私が説明したのは、その農家が一つの市町村内で耕作しているという場合がございます。例えば、出作をしているという部分についての考え方については、平成 26 年 1 月 20 日に説明会があり、国からも説明に来ますので、確認をした上で現場に情報を流していきたいと思っております。

○**高橋孝眞委員** それから、1ヘクタールの農家の減収ということですが、1ヘクタールあれば7万5,000円という話だったので、実際、先ほど説明の中では大規模農家のほうが影響はありますということで回答ありました。どの程度影響があると考えられるか、それに対してどういう指導、対策を講じようとしているか、お願いしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 直接支払交付金は、面積当たりでの単価となりますので、10アール当たり7,500円となりますので、先ほど1ヘクタールの方であれば7万5,000円ですが、これが10ヘクタールの方であれば75万円の収入が減るとい、大きな方はそれに応じて減収していくということになります。したがって、主食用米の減収について飼料用米の多収で対応していくのか、それから例えば麦、大豆等を組み合わせてやっていくのか、あるいは高収益作物を導入するか、そういったことについての幾つかの例を示していきたいと考えてございます。

○**東大野農林水産部長** 今の説明に若干補足させていただきたいと思っております。小規模農家のケースで考えた場合に、私どもとしては、いわゆる水田農業専業でというケースが余りないのではないかという想定の中で、10アール当たり7,500円に下がったときの影響というのは全体収入の中で余り影響が大きいと言えないのではないかと思っております。ただ、規模が大きくなっていきますと専業の方がふえてくると考えますので、10アール当たりでは1万5,000円から7,500円、収入分が減るといのが直接的に収入の減に響いてくると、大規模経営のほうが影響が大きいと考えていると申し上げております。

では、減収に対して対策をどうするのかということですが、ワーキングチームで、そのあたりを、農業の対策ということで示していけばいいのかということも検討させていただいております。全く一般的で大変申しわけありませんが、生産費をどうやって下げていくのか、販売方法、販売先をどう工夫していくのか、そういったことが基本的なものとしてはあると考えてございます。

○**高橋孝眞委員** これから整理をしていきますということですが、座談会も2月にはやりますと。いつをめぐりに整理をしながら対策を講じるわけですか。

○**東大野農林水産部長** 先ほど一旦は平成 26 年産についてどういった対応をするかということをお示ししなければならぬと説明をさせていただきました。平成 26 年産に向けて、2月の中旬には一定の取りまとめがされなければいけないと考えております。

○**高橋孝眞委員** 飼料用米そのものについては、平均単収で見ますと530キロを680キロ

にするということですが、かなり難しいのではないかと思います。また、地帯別につきましても、そういう地帯も多くありますので、別個な方法で誘導していくことも考えていいのではないかと思います。WCSをできるだけやるといいますか。ただ、その場合でも、利用する農家がいなければいけないということもありますけれども、水分の問題もあり、そういうような部分も含めて少し考えてほしいと思いますし、1カ所で、つくりながら流通させるという方法で、地域ということばかりでなくて県内で流通させるという方法だってあるのではないかと思いますので、検討項目に入れてもらえればと思います。

それから、7ページの岩手県元気な地域農業推進本部を設置したということですが、構成員等についてはどういう方々なのでしょう。

○高橋農業振興課総括課長 構成員でございますが、岩手県農業再生協議会——以前担い手を育成する県の協議会、水田農業の協議会等がございましたが、統合されて現在、岩手県農業再生協議会となっております——岩手県、農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県市長会、岩手県町村長会、岩手県農業会議等々でございます。

○高橋孝眞委員 今までもやってきたということになるのでしょうかけれども、農業団体と連携をしながら進めないこの事業といえますか、所得を確保するという事は難しいのではないかと思いますので、構成員は従来どおりということですが、特にも各市町村の農業協同組合も入れることを含めながらも考えていただければと思います。

○渡辺幸貫委員 農業委員会のあり方について伺いたいと思います。さっきの説明の中で、農業委員会は耕作放棄地をパトロールしながら防ぐように頑張っているという話がありました。逆に言えば3年たって不作地であれば田んぼと認めないぞという怖さがあるものだから、頑張ると思うわけです。ところが、今回の施策によりますと、何とか耕作地を直してやりたいということで、なおかつ中には飼料用米としてぼんと450万トンだか何か知りませんが、戻してやろうなんて大きなアドバルーンが上がってしまったら、それは農業委員会はどっちに向かっているのだと。要するに田んぼなのか、畑なのか、その辺のところもどのようにしたいと思っているのか。そして、パトロールのあり方でも、今まで見るだけで、これはまずやっていないからいいんだ、不作地だと簡単に田んぼから再生できないようにさせてしまう。だけれども、今回はそれを世話を何とか直してあげようという農業委員会そのものの手数があるわけです。それをどうするのかということ具体的にお考えになって、3年という取り扱いをどう考えるか、どっちに振れるのか、本当に再生させるのか、それとも捨てるのか。今までは、転作というのは余り米つくってもらいたくないという思いがあった。ところが、今度はそうではない気がするのだけれども、あり方について基本的に伺いたい。

○高橋農業振興課総括課長 農地パトロール等の農業委員会の取り組みでございますけれども、農地パトロールを実施して、農地の活用について再生が可能かどうかを1筆ずつ、最低でも年に1回は確認するとされています。そこで再生ができるもの、あとできないも

のの区分けをして、再生できるものについては、先ほど申し上げましたが、再生利用交付金などの活用を促して、例えばあなたやってみないかというようなお話をした農業者に受けていただくような取り組みを進めております。今度新たに農地中間管理機構というものを設置した際に、いわゆる簡易な整備も可能となりますので、そういった利用管理も含めて、さらに進む手だてが整うものと考えてございます。

あと、その手だての部分でございます。いわゆる人員、確認する人員でございますが、いずれ農業委員の方々に出席していただいて現地の確認をしていただいている現状でございますけれども、やはり機構等の業務を含めまして非常に業務がなかなか忙しいものと考えてございます。国については、まず農業委員会の活動資金、まずシステムの整備費と、あとは活動に係る経費をちょっと今数字持ってございませぬけれども、前年よりはふやしている状況でございまして、それにかかわる活動の部分、経費もある程度は見ていると捉えてございます。あとは、現地のほうでどういう体制がいいかというものを機構の事業とあわせて、やはり市町村も含めて議論をして、こういった仕組みがきちっと動くようにしていくことが非常に重要と考えておりますので、今後の体制づくりというものをいずれ進めてまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 今私申し上げた3年というのは、県内でも市町村によってすごく違うのです。片方は10年くらいほっといてもまだ田んぼだと認めてくれているのです。片方は3年で厳しく、これは田んぼじゃないぞとやっている。そういう実態があるのは県で御存じなのですかということをもっと聞きたいけれども、その辺はすかつとしてやらないと、何となく再生するのだという気持ちであれば、3年ではなくて少し多目に見て、どんどん田んぼにしてやるという気持ちになりますけれども、その辺を私聞きたいのです。

それともう一つは、その次、これから1年後には認定農業者というのはこれから大いになっておかないと損するという感じですよ。認定農業者はどうすればなれるのかと。そうすると、どんどんふえたら国は厳しくなると思います。例えば5年後に400万円のお金が入りそうだと計画を立てれば、大体認定農業者になれるようですが、けれども、これはその辺が今の3年と同じで、多分、市町村によって、考え方がちょっと違うのだろうと思うのです。私は恐らく国はお金を出さなければいけないから、だんだん認定農業者について厳しく言うと思うのです。だとすれば、今のうちにみんな農業者になってしまえと、隣のこちらもみんな農業者で一筆書いてしまえと、岩手県は物すごく認定農業者が多いのだというあんばいのほうが得するような気がしてならない。その辺の認定農業者の進め方についてお願いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 最初の質問でございますが、いわゆる生産調整の対象、水田としての機能というのは、昔の制度の中では3年以上未作付の場合は対策の対象から外れるという、そういう恐らく意向からの渡辺委員の質問かと思えます。いずれにしても、現地で確認していただくということをまず第一としてございますので、適切な回答かどうかは別にしまして、現場を確認した上でその判断をしていただいているという現状でござ

います。

あと二つ目の認定農業者の誘導策でございますが、一つは県が進めておりますのは、やはり地域農業マスタープランというもの、これが満2年を迎えようとしておりますが、その中で中心経営体というものを地域の中で話し合いを持とうとしてございます。その中で、認定農業者になっていない中心経営体は結構多い状況でございますので、まずは地域農業マスタープランをベースとした中心経営体、可能な限り認定農業者になっていただくよう支援をしていきたい。認定農業者そのものの意義といいますのは、やはりみずから経営を改善して、自立をしてきちっとした農業経営をしていくということがその趣旨でございますので、まず中心経営体、地域から選ばれた方の施策の対象になるような指導といいますか、支援をしてまいりたいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 今お答えいただいたのは、認定農業者とはということをお答えになっているのです。私が聞いているのは、多分来年以降お金を払わなければならなくなれば、国だって余り出したくないので、認定農業者についてはこれから基準が厳しくなっていく。今議論されていることを全部やったら農業者はふえますよ。だけれども、やっぱり国は農林水産省に対する予算を動かさないと思います。そうすると、どこか、構造改善を削って1万5,000円出すとかというのと同じだと私は思うのです。だから、認定農業者をふやすのか減らすのかということも私たちも予想しなければならないということも県政の中で頭の隅に置かないと、それが態度に出ないと農業委員会はやっぱり認定作業のときには考えると思いますので、私はそれを聞いているのです。認定農業者とはというのではなくて、これからの方向性をどうお考えですかということも聞いているのです。お願いします。

○**高橋農業振興課総括課長** 認定農業者につきましては、本県を引っ張る農家の代表で、そういう役でございまして、そのためには国からの制度の恩恵を受けなければならないと考えてございます。そのための認定農業者はやはりどんどんふやしていくことは必要と考えてございます。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** なければこれをもって米政策及び経営所得安定対策の見直しについての調査を終了いたします。

この際、執行部から県営農業用水路改修工事による国指定史跡の毀損事故についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**伊藤農村建設課総括課長** 県営農業用水路改修工事による国指定史跡の毀損事故につきまして御説明いたします。A4縦の資料でございます。よろしく申し上げます。

過日盛岡広域振興局が発注した農業用水路改修工事におきまして、国指定史跡であります志波城跡の一部を誤って掘削するという事案が発生したところであります。今後盛岡市教育委員会の現地調査の結果を待って、文化庁へ復旧に係る現状変更の許可申請を提出しまして、文化庁からの許可後、毀損箇所の復旧を進める予定としてございます。また、再

発防止に向けまして、県下の農業農村整備関係公所等に対しまして埋蔵文化財保護への適切な対処の徹底について通知をしたところであります。

内容を御説明します。事故の内容でございますけれども、別添の図面をごらんいただきたいと思えます。場所は、東北自動車道と県道盛岡環状線の交差したところに志波城古代公園があります、ここになります。掘削規模は、図面の右肩のほうに、設計図的なものがありますけれども、赤い着色部分が掘削した部分になります。面積で約7平方メートル、延長が17メートルで、幅としては0.4メートルから1.3メートルということです。ちなみに、深さは深いところで約2メートルとなっております。

史跡への影響でございますけれども、掘削したのり面に志波城の外大溝跡の断面が露出しておりまして、その大溝跡の一部を掘削したと思われま。昨日から盛岡市教育委員会が現地の詳細調査を行っておりまして、確かに一部掘削したようだということでございます。なお、土器等は見つかっていないということでもあります。

工事の概要ですけれども、県営の集落基盤整備事業いわゆるかんがい排水事業の鹿妻新堰地区でありまして、水路の改修を行うものでございます。発注は盛岡広域振興局農政部農村整備室、工期は平成25年10月4日から平成26年6月13日までとなっております。

発生原因でございますけれども、今回誤って掘削した区間につきましては遺跡の景観を保全したいと、盛岡市教育委員会からの要請を受け、水路構造を設計変更したことにより、従来の設計よりも史跡に近接する構造となっており、工事上の注意が必要になっていたのでございます。県としては、史跡の重要性を十分に認識しておりまして、県教育委員会、盛岡市教育委員会と協議を重ねるとともに、施工中も盛岡市教育委員会の現地立会を得ながら工事を進めてきたところでありましたが、付帯構造物の掘削部分について、業者への施工場所、掘削地の指示等が不十分であったということが主な原因でございます。

これまでの経緯でございますけれども、今お話ししましたとおり、(1)設計段階から県教育委員会、盛岡市教育委員会と施工方法について協議、打ち合わせを実施してきておりまして、(2)工事後も10月から12月の間に5回、盛岡市教育委員会から掘削前に現地で境界等の現地確認を行いながら施工してきたところでありました。しかしながら、掘削ラインが変化する付帯構造物の水槽部分、その周辺を施工する際に、誤って史跡の一部を掘削したものであります。これが平成25年12月20日ころということになります。12月26日に盛岡市教育委員会が現地を確認し、遺構に手が入ったのではないかとということで、27日に県教育委員会と盛岡市教育委員会が現地を確認したところでございます。明けて平成26年1月7日、県教育委員会、盛岡市教育委員会、農林水産部農村建設課及び盛岡広域振興局間でこの毀損の事実を確認し、今後の対応等について打ち合わせを行ってきたところでございます。平成26年1月8日、文化庁に対しまして経緯、掘削の詳細について説明し、平成26年1月10日にマスコミに対して現地の説明会を開催、翌11日に新聞各紙、テレビ等での報道は10日にされたところでございます。

今回、国指定史跡に手をかけてしまったということでございまして、大変申しわけなく

思っております。今後この毀損箇所の復旧を適切に進めるとともに、再発防止に向けた取り組みを徹底していきたいと考えておるところでございます。

○**工藤勝博委員長** 次に、岩手競馬の発売状況等について。

○**内宮競馬改革推進監** 岩手競馬の発売状況につきまして、御説明させていただきます。

平成25年4月6日に開幕いたしました、平成25年度の岩手競馬でございますが、今週の月曜日、平成26年1月13日の開催をもちまして123日間の通常開催が終了したところでございます。今年度は、3月22日から3月31日までの間に行います6日間の特別競馬の開催をもって終了となるところでございます。

それでは、まず1の発売額の達成状況でございますが、開幕から通常開催終了までの123日間の発売総額は213億1,200万円で、計画達成率は104.1%となったところでございます。内訳でございますが、表に記載のとおり、自場発売が101.6%、広域委託発売が104.1%、インターネット発売が107.7%という計画達成率となっております。また、他の主催者の勝ち馬投票券を発売いたします広域受託発売につきましては、発売額49億3,400万円、計画達成率100.5%となったところでございます。

次に、2の発売額と入場者数の前年度比較でございますが、発売額につきましては全体では前年度比較120.9%となっております。開催本場での入場者数でございますが、今年度は27万6,040人、前年度比較で95.6%となっております。それから、施設ごとの発売額等の状況は表の記載のとおりとなっております。自場発売、広域委託発売、インターネット発売ごとの前年度比較でございますが、表の右下のほうに記載しておりますとおり、自場発売につきましては前年度比95.1%、広域委託発売123.8%、それからインターネット発売につきましてはI P A T発売の通年化の効果もありまして、188.8%と増加した状況となっております。

それから、今年度の岩手競馬でございますけれども、残すところ6日間の特別競馬の開催のみとなっているところでございます。これまで発売額につきましては、計画を上回って推移しておりますが、最終的な収支の見通しにつきましてはこれから競馬組合におきまして、ただいま御説明いたしました発売実績のほか、今後の広域受託発売や3月の特別競馬の発売見込み、それから執行予定経費の見通し等を踏まえ、精査することとしております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含めて、この際何かありませんか。

○**喜多正敏委員** 県営農業用水路改修工事についてお伺いしますが、盛岡市教育委員会が県教育委員会に電話連絡したのは平成25年12月26日だと。実際の施工は12月20日ですから、盛岡市教育委員会あるいは県教育委員会も含めて史跡を掘削したのを把握したのはいつなのかお伺いします。

○**伊藤農村建設課総括課長** 平成25年12月26日に盛岡市教育委員会が現地に行った際に、掘削しているのではないかとということで県教育委員会に電話連絡し、27日に県教育委員会と盛岡市教育委員会が現地を見て確認したものでございます。

○喜多正敏委員 そうしますと、(2)で盛岡市教育委員会から掘削前の境界等の現地確認を得ながら施工してきたところと書かれているわけでありますけれども、境界の確認をして、例えばそこにくいを立てるとか、線引きをするとか、矢板はなかったかもしれませんが、そういったことがきちんとなされて現場代理人なり現場監督者がそこを掘削するのだとするのが施工上の規則、常識だと思うのですが、そういったことはなされなかったのか。発注者から施工業者への細部の指示が不十分であったというが、細部の指示ではなくて、施工方法自体に問題があったのではないかと思われるわけでありますけれども、そこがどうだったのかお伺いをしたいと思います。それから、遺跡というのは崩してしまうとなかなか修復が困難だというのは普通考えるわけでありますけれども、遺跡の修復はどういうよう形になっていくのかお答え願います。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、先ほどの図面で若干設計変更というお話をさせてもらいましたけれども、そこから御説明したいと思います。図面の中に、右肩に詳細図があるわけですが、ここは現況水路がありまして、その両側は史跡ですから、今の用地内で施工しなければならないという難しさがあったわけでございます。そうした際に、盛岡市教育委員会から、史跡の景観等の問題があるので、ふたかけの水路にしてくれというお話がありました。ふたかけをするということになったがために、東北自動車道側に図面で既設函渠と書いておりますけれども、この既設函渠のところまで上って、分水せざるを得なかった。要するにボックスカルバートの中では分木工をつくれませんので、この既設函渠の幅の広いところで分木工をつくらなければいけなかったという状況になっております。その施工のことですけれども、今回支線用水路と書いているところも含めた施工の掘削線について現地で指示、確認いただきながらやってきたわけでございますけれども、ますの出っ張ったところ、最大幅1.3メートル入ったところですが、この部分の詳細な丁張をかけ、しっかりと線を明示させなかったということが主な要因だと考えてございます。当方としても、通常であれば史跡のラインをきっちりテープで現地に明示をするわけでございますけれども、今回現地の立会をいただきながら進めているということで、そこまでの対応をしなかったことが、細部の指示が不徹底だったという意味でございます。

最終的な復旧ということでございますけれども、今、盛岡市教育委員会が遺構の状況等を調査してございます。記録にとどめましたならば、そういった内容も含めて文化庁へ申請し、許可を得ましたならば基本的に埋め戻すという形になると考えております。

○喜多正敏委員 そうしますと、この毀損事故に対する報告書が非常に不十分だと思うのです。原因が書かれていないわけです。細部の指示が不十分で、誤って掘削したと。表現としては不十分だ。今の施工の方法で指示が不十分であって、丁張をしなかったということを明瞭化しないと。今のお話では、丁張をしないで確認していたということでしたね。そうしたことが具体的に書かれて再発防止になると思うのです。したがって、誤ったことはしようがないとして、施工について口頭で指示をするとか指示しないでなく、施工方法についてやはりきっちりとここには説明がなされるべきだと思うわけであります。

それから、これはたまたま農業用水路のことに関しての事案ですけれども、県営工事というのはこれに限らず、道路でも何でもあるわけでありまして。したがって、県下農業農村整備公所に対してというお話ですが、県としてもやはり教育委員会と連携をしながら、県土整備部なり、工事を担当するところと情報を共有して再発防止に努めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

**○東大野農林水産部長** 今回の事案が発生いたしましたことを、まず最初におわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今御指摘のあった今回資料として提出させていただいたものの文言、不足していた部分はありました。それについてはおわびいたします。今説明させていただいたとおりでありますので、今後適切な表現で報告させていただくということで御容赦願いたいと思います。

もう一点の公共工事に係る埋蔵文化財に対する対応でございます。農村整備事業はもちろんでございますが、森林関係、漁港関係の公共工事の場合であっても、埋蔵文化財に対する対応というのは重要であるということで、各公所で認識しながら事業を進めております。これとあわせて、さまざまな環境に対する配慮、自然環境に対する配慮も大切だということで、職員は十分に配慮しながら対応しているわけです。ただ、十分な注意を怠るとこういった事案が発生するという、今回の事故は査証でもあると思いますので、ほかの公共工事部門についてもそのような配慮を十分するよう再度指示いたします。

**○喜多正敏委員** いつも同じ人が担当するわけではないわけでありまして、原因を文書としてわかるように書いていたほうが、ただ注意をしろということではなくていいのではないかと、県教育委員会の所管するものでこういう事案があったということについて、農林水産部はもとよりですが、県土整備部とかほかの部署においても、経験を共有したほうがいいのではないかと申し上げておきたいと思います。

**○工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤勝博委員長** ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の1月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤勝博委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。